

特定非営利活動法人 総合数理イノベーション 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 総合数理イノベーションという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を名古屋市天白区島田二丁目301番地 島田橋住宅1棟201号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子ども・教育関係者・教員を志す学生・保護者・市民・諸外国の人々に対して、総合数理教育に関する知識・知恵そして方法を提供することで、指導的な役割を果たす人材および多様な個性を活かした創造性のある人材の育成を支援し、数学・理科教育および子どもの健全教育などの公益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 科学技術の振興を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動事業を行う。

- (1) 総合数理教育に関する調査・研究事業
- (2) 総合数理教育に関する教育支援事業
- (3) 総合数理教育に関する普及・啓発事業
- (4) 総合数理教育に寄与する教材・機器の研究・開発・普及事業
- (5) 総合数理教育を通じた国際貢献事業
- (6) 総合数理教育を通じた地域社会貢献事業
- (7) 総合数理教育提言事業
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し援助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 社員総会の決議があったとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 社員総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 3 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的記録による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、名古屋市に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 杉本 憲広

副理事長 内田 達弘

同 川上 晃

監事 佐野 哲也

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和7年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 入会金 0円 年会費 0円

(2) 賛助会員 入会金 0円 年会費 0円

役員名簿

特定非営利活動法人総合数理イノベーション

役名	フリガナ 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	スギモト ノリヒロ 杉本 憲広		無
理事	ウチダ タツヒロ 内田 達弘		無
理事	カワカミ アキラ 川上 晃		無
監事	サノ テツヤ 佐野 哲也		無

設立趣旨書

1 趣旨

若者は我が国、そして世界の未来を築く人々です。青少年に適切な教育を提供し、優秀な人材を育成するのは大人と政府の責任です。現在の 6-3-3-4 教育システムは、これまで我が国の発展成果に大きく貢献してきましたが、そのシステムが単調で画一的であるがゆえに才能ある子どもたちの独立した思考を伸ばしていないとも考えられています。

これは日本だけの問題ではなく、発展途上国ほど顕著に見られます。科学技術カリキュラムへの配慮が最小限に抑えられた画一的な教育は発展途上国の才能ある個人の研究開発、そして才能ある個人による研究開発を妨げてきた側面があります。そしてまさにそのために、これらのいわゆる後進国は先進国への依存から抜け出すことができないでいます。問題を探索し、その問題を総合的に解決する方法論や行動を実行する能力を高める教育が求められているのです。

科学技術を通じて 21 世紀の社会に有意義に貢献する必要性が生じています。そのためには「明日の科学を引き継ぎ、リードする豊かな人間性と能力を備えた人材」および「多様な個性を活かした創造性のある人材」の育成を目指した教育を実施する必要があります。

そのための教育プログラムが総合数理教育です。私たちは総合数理教育推進に向けて2011年に任意団体「総合数理イノベーション」を NGO として発足させました。その後、ウェブサイトの開設、‘ENTERPRISE: The Pursuit Of Opportunities’の出版をしました。2015年から総合数理教育国際会議(IMCSE)を6回開催するなどの活動をしてきました。

2023年から総合数理先進教育と総合数理 STEAM 教育(Science, Technology, Engineering, Arts, Mathematics の横断的な学びを作る教育)を柱とした総合数理教育を開発しています。それは科学技術の新たな地平を発見することを目的とした、問題発見・解決型の教育です。

私たちは総合数理教育に関する知識・知恵そして方法を提供することにより、子ども・教育関係者・教員を志す学生・保護者・市民・諸外国の人々に対して、ワークショップやセミナーを通して、総合数理教育に関連する支援事業および研究を行い、指導的な役割を果たす人材および多様な個性を活かした創造性のある人材の育成を支援することで、数学・理科教育および子どもの健全教育などの公益の増進に寄与することになります。また、SDGs の目標4(教育)「すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」に対する私たちのささやかな貢献となります。

わたしたちはこれまでに総合数理教育推進のための活動を展開してきました。その中で多くの出会いがあり、共感がありました。この度、各自の専門性を活かすことで多くの知恵を集約し、教育活動を推進するためには法人としての組織化が最良であるという認識から、有志が集まって総合数理イノベーションを特定非営利活動法人として申請することになりました。

2 申請に至るまでの経過

- 平成23年 任意団体総合数理イノベーション(SOGOSURI INNOVATIONS)を設立
- 平成23年 広報のためウェブサイトを開設
- 平成23年から令和元年まで 総合数理教育国際会議を企画及び参加
- 平成25年 ENTERPRISE: The Pursuit of Opportunities を出版
- 平成29年、平成30年に STEM 教育の共同研究会に参加

令和5年10月 設立発起人杉本憲広、内田達弘が集い、特定非営利活動法人化を検討
令和6年2月15日設立発起人会を開催し、設立の趣旨、定款、会費及び財産、令和6年度及び令和7
年度の事業計画、活動予算、役員の名を審議した。
令和6年3月21日設立総会を開催し、議案について承認され、申請に至る。

令和6年3月21日

特定非営利活動法人 総合数理イノベーション
設立代表者 杉本 憲広

特定非営利活動法人 総合数理イノベーション

令和6年度事業計画書

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・ホームページ等を利用して本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者 の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
① 総合数理 教育に関 する調 査・研究 事業	・総合数理教育に関する 調査研究を行う。	(A)毎月1回 (B)オンライン会 議、市内および その周辺 (C)1人	(D)教育関係者 (E)50人	0
② 総合数理 教育に関 する教育 支援事業	・地域の学校で総合数理 に関する出前講義を 行う。	(A)通年 (B)教育機関 (C)2人	(D)地域青少年 (E)40人	10
③ 総合数理 教育に関 する普 及・啓発 事業	・地域の教育機関、教 育関連会議等で総合 数理に関する講演を 行う。	・本年度は、実施予 定ない。	—	—
④ 総合数理 教育に寄 与する教 材・機器 の研究・ 開発・普 及事業	・STEAM 教育に対応した 実験教材の研究と開 発を行う。 ・作成した教科書や教材 の販売や委託物品の 販売を行う。 ・作成した教材をホーム	(A)通年 (B)市内およびそ の周辺 (C)11人	(D)教育関係者 (E)多数	0

	ページ上やYouTube等で公開する。			
⑤ 総合数理教育を通じた国際貢献事業	<ul style="list-style-type: none"> ・海外の関連組織や個人と連携のためのネットワーク作りを行う。 ・STEAM教育に対応した日本語の教材を翻訳し、海外に普及する。 	(A) 通年 (B) オンライン会議、市内およびその周辺 (C) 11人	(D) 総合数理教育に関心がある人 (E) 多数	0
⑥ 総合数理教育を通じた地域社会貢献事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の総合数理教育を支援するためインターネット上に相談窓口を開設する。 	(A) 通年 (B) オンライン会議 (C) 5人	(D) 教育関係者 (E) 多数	0
⑦ 総合数理教育提言事業	<ul style="list-style-type: none"> ・総合数理教育を通じた教育改善に関する提言を行う。 	(A) 通年 (B) 事務所 (C) 2人	(D) 教育関係者および教育に関心のある市民 (E) 多数	0
⑧ その他目的を達成するために必要な事業	—	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度の実施予定はない。 	—	—

特定非営利活動法人 総合数理イノベーション

令和7年度事業計画書

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・ホームページ等を利用して本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者 の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
① 総合数理 教育に関 する調 査・研究 事業	・総合数理教育に関する 調査研究を行う。	(A)毎月1回 (B)オンライン会 議、市内および その周辺 (C)1人	(D)教育関係者 (E)50人	0
② 総合数理 教育に関 する教育 支援事業	・地域の学校で総合数理 に関する出前講義を 行う。	(A)通年 (B)教育機関 (C)2人	(D)地域青少年 (E)40人	10
③ 総合数理 教育に関 する普 及・啓発 事業	・地域の教育機関、教 育関連会議等で総合 数理に関する講演を 行う。	・本年度は、実施予 定ないが、次年度 実施に備えて準備 をする。	—	—
④ 総合数理 教育に寄 与する教 材・機器 の研究・ 開発・普 及事業	・STEAM 教育に対応した 実験教材の研究と開 発を行う。 ・作成した教科書や教材 の販売や委託物品の 販売を行う。 ・作成した教材をホーム	(A)通年 (B)市内およびそ の周辺 (C)11人	(D)教育関係者 (E)多数	0

	ページ上やYouTube等で公開する。			
⑤ 総合数理教育を通じた国際貢献事業	<ul style="list-style-type: none"> ・海外の関連組織や個人と連携のためのネットワーク作りを行う。 ・STEAM教育に対応した日本語の教材を翻訳し、海外に普及する。 	(A) 通年 (B) オンライン会議、市内およびその周辺 (C) 11人	(D) 総合数理教育に関心がある人 (E) 多数	0
⑥ 総合数理教育を通じた地域社会貢献事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の総合数理教育を支援するためインターネット上に相談窓口を開設する。 ・本年度は開設のための準備を行う。 	(A) 通年 (B) オンライン会議 (C) 5人	(D) 教育関係者 (E) 多数	0
⑦ 総合数理教育提言事業	<ul style="list-style-type: none"> ・総合数理教育を通じた教育改善に関する提言を行う。 	(A) 通年 (B) 事務所 (C) 2人	(D) 教育関係者および教育に関心のある市民 (E) 多数	0
⑧ その他目的を達成するために必要な事業	—	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度の実施予定はない。 	—	—

活動予算書

法人成立の日から 令和7年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取入会金	0	
賛助会員受取入会金	0	
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	
2. 受取寄附金		
受取寄附金	20,000	
3. 受取助成金等		
受取助成金	0	
4. 事業収益		
①総合数理教育に関する調査・研究事業	0	
②総合数理教育に関する教育支援事業	0	
③総合数理教育に関する普及・啓発事業	0	
④総合数理教育に寄与する教材・機器の研究・開発・普及事業	0	
⑤総合数理教育を通じた国際貢献事業	0	
⑥総合数理教育を通じた地域社会貢献事業	0	
⑦総合数理教育提言事業	0	
⑧その他目的を達成するために必要な事業	0	
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
経常収益計		20,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1)人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2)その他経費		
諸謝金	0	
印刷製本費	0	
会議費	0	
旅費交通費	10,000	
通信運搬費	0	
賃借料	0	
その他経費計	10,000	
事業費計		10,000
2. 管理費		
(1)人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2)その他経費		
諸謝金	0	
印刷製本費	0	
会議費	0	
旅費交通費	0	
通信運搬費	0	
消耗品費	0	
賃借料	0	
印鑑作成料	10,000	
雑費	0	
その他経費計	10,000	
管理費計		10,000
経常費用計		20,000
当期正味財産増減額		0
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		0

活動予算書

令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取入会金	0	
賛助会員受取入会金	0	
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	
3. 受取助成金等		
受取助成金	0	
4. 事業収益		
①総合数理教育に関する調査・研究事業	0	
②総合数理教育に関する教育支援事業	0	
③総合数理教育に関する普及・啓発事業	0	
④総合数理教育に寄与する教材・機器の研究・開発・普及事業	15,000	
⑤総合数理教育を通じた国際貢献事業	0	
⑥総合数理教育を通じた地域社会貢献事業	0	
⑦総合数理教育提言事業	0	
⑧その他目的を達成するために必要な事業	0	
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
経常収益計		15,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1)人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2)その他経費		
諸謝金	0	
印刷製本費	0	
会議費	0	
旅費交通費	10,000	
通信運搬費	0	
賃借料	0	
その他経費計	10,000	
事業費計		10,000
2. 管理費		
(1)人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2)その他経費		
諸謝金	0	
印刷製本費	0	
会議費	0	
旅費交通費	0	
通信運搬費	0	
消耗品費	0	
賃借料	0	
雑費	0	
その他経費計	0	
管理費計		0
経常費用計		10,000
当期正味財産増減額		5,000
前期繰越正味財産額		0
次期繰越正味財産額		5,000